# 令和３年度 事業計画

基 本 方 針

我が国の人口は、長期の減少過程にあり少子高齢化が進展する中で、生産年齢人口も減少しています。

こうした社会情勢により、シルバー人材センターには人手不足分野への就業機会の確保・提供の拡大が求められるなど、その役割はますます重要になっています。

当センターでは、高年齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわりなく働き続けることができ、社会を支える活動ができる場の拡大を図り、生涯現役社会の実現に向けた取り組みを、会員・役職員が一体となり行政並びに関係機関との緊密な連携・協力の下、進めてまいります。

１． 普及啓発活動の推進

シルバー事業の趣旨・理念を地域社会に広く周知するため、普及啓発活動を実施します。

（１）普及啓発促進月（１０月）に、広告媒体等により周知・広報等を実施します。

（２）各地域で行われるイベント等にて、リーフレット等の配布を実施します。

（３）ホームページによる情報公開を実施します。

２． 安全・適正就業の推進

（１）事故ゼロを目指し、研修・指導を実施します。

（２）作業現場へのパトロール指導（安全・適正就業委員）を強化し安全用具の着用・整備を推進します。

（３）適正な形態による就業機会を提供し、法令順守に努めます。

３．　就業機会開拓活動の実施

一般家庭・事業所及び官公庁等に、役職員・会員が一体となり就業機会開拓活動を実施し、就業機会の増加に努めます。

４．社会参加活動の推進

一般市民・官公庁等と連携してボランティア活動を実施し、社会参加に努めます。

５．　組織体制の強化

（１）シルバー人材センター事業を円滑かつ安定的に行うためには、就業する会員の拡大を図る必要がある。

このため、広告媒体等により周知・広報等を積極的に行い、会員の拡大に努めます。

（２）役職員・会員が一体となり規程の順守、マナーの向上につとめ一般市民等に親しまれるセンター作りを推進します。

６．　職業紹介事業・労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者に職業紹介事業又は労働者派遣事業を実施します。

７．　講習会等の実施

会員及び就業を希望する高齢者に対し、技能・技術の向上を目的に各種技能講習会を実施します。

８．　入会説明会の実施

市内在住の高年齢者に、シルバー人材センターの事業理念・目的及び規則等について入会に必要な説明会を実施します。